

大鹿村農業委員会議事録

令和5年8月

1. 開催日時 令和5年8月25日(金) 14時00分～

2. 場 所

3. 出席委員 農業委員6名 推進委員2名

会 長 3番：森下敏彦

会長代理 1番：兼岡良和

委 員 2番：河本和朗

4番：大橋果林

5番：松澤徳幸

6番：清水健治

7番：津野和人 (欠)

推進委員 宮崎郁人

青木連

4. 欠 席 農業委員1名 推進委員0名

5. 出席職員 農業委員会事務局 池田洸一 (1名)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告) (10件)

報告第1号 農地法第5条(届出) (2件)

6. 会議の概要(以下のとおり)

議長 ただ今から8月定例会を開会いたします。議事録署名委員は、兼岡良和・河本和朗両委員にお願いします。

会期は令和5年8月25日の1日間とします。

議案第1号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告) (10件)について事務局より説明をお願いします。

事務局 【事務局説明】

堂垣外(地目:田2筆)計1,877.00㎡

上蔵(地目:田2筆・畑1筆)計2,554.00㎡

島川原(地目:田1筆)計2,538.00㎡

スルギ(地目:田3筆)計3,831.00㎡

向田(地目:田1筆)計1,603.00㎡

押手(地目:田2筆)計2,340.00㎡

議長 ただいま説明がありました議案第1号につきましてご意見、質問等ございますか。

松澤 堂垣外、上蔵、島川原の作物は何か。

事務局 堂垣外田2筆水稻、上蔵田2筆水稻もち米1筆・畑1筆ソバ、島川原も水稻です。

森下 すべて再設定か。

事務局 向田、押手のみ新規設定です。

森下 上蔵の畑の全面積中、一部がソバと記憶しているが今回も同じ面積で行うか。

事務局 その通りです。

森下 押手の田の面積はもう少し小さい気がするが、正確な数字か。
事務局 登記上はこの通りですが、急傾斜のため畦畔が大きく水張はもっと少ないです。
【他、意見等なし】

議長 それでは、可とする方は挙手をお願いします。【出席委員全員挙手】
続きまして、報告第1号 農地法第5条（届出）（2件）について説明をお願いします。

事務局 【事務局説明】
下市場（地目：田）1筆2,227.00㎡の内97.20㎡、農業用駐車場
西（地目：田）移動通信用無線基地局改修

議長 ただいま説明がありました報告第1号につきましてご意見、質問等ございますか。
松澤 図面にある赤く囲った部分（対象農地すべてを囲ってある）すべて転用してあるのか。
事務局 転用対象となっているのは、赤い枠の中の内、青い枠が対象になります。
森下 議案書には、対象農地すべての面積が載ってしまっているが、この面積の内の一部が転用してあるということで、それがこの青い枠になっている。
松澤 賃借料はどうなっているか。
事務局 西については、以前に転用がなされ、手元に資料がないためわかりません。下市場については使用貸借です。
森下 新しい委員さんもいるので、事務局から転用について少し説明をお願いできますか。
事務局 農地から農地以外のもの、例えば家を立てるとか自宅用の駐車場にしたりする行為を転用といいます。土地所有者自ら行う行為が農地法第4条許可というもので、今回は他者が行う行為になるので第5条許可というもので、基本的には許可が必要になります。今回の場合は許可不要案件でありまして、これは、農業に資する行為、例えば農業を行うにあたって効率を上げるため、農機具等を保管する小屋を設置する場合などが該当します。但し、倉庫等は2a未満という面積に制限があります。これは、農地に影響のない面積として、また、機能としては十分な広さであるとみなされているためです。今回の案件は、農業用駐車場になります。これも近くに車が寄り付けば、荷物運びや草刈作業の効率化が図られるためです。
【他、意見等なし】

議長 それでは、報告第1号は受理します。
以上で、議事は終了しました。これをもちまして本会議を閉会といたします。

議事録署名人 兼岡良和



議事録署名人 河本和朗

